

幌別地区と鷺別地区の消防体制について

平成30年11月

登別市消防本部

目 次

1	これまでの検討	1 ページ
2	幌別地区と鷺別地区における消防体制の現状	2 ページ
3	幌別地区と鷺別地区の課題	3 ページ
4	幌別地区と鷺別地区の将来の消防体制の考え方	5 ページ
5	新消防本署の想定規模等	12 ページ
6	新消防本署の庁舎の建設位置	13 ページ
7	検討の結果	20 ページ
8	事業スケジュール	21 ページ
9	おわりに	21 ページ

1 これまでの検討

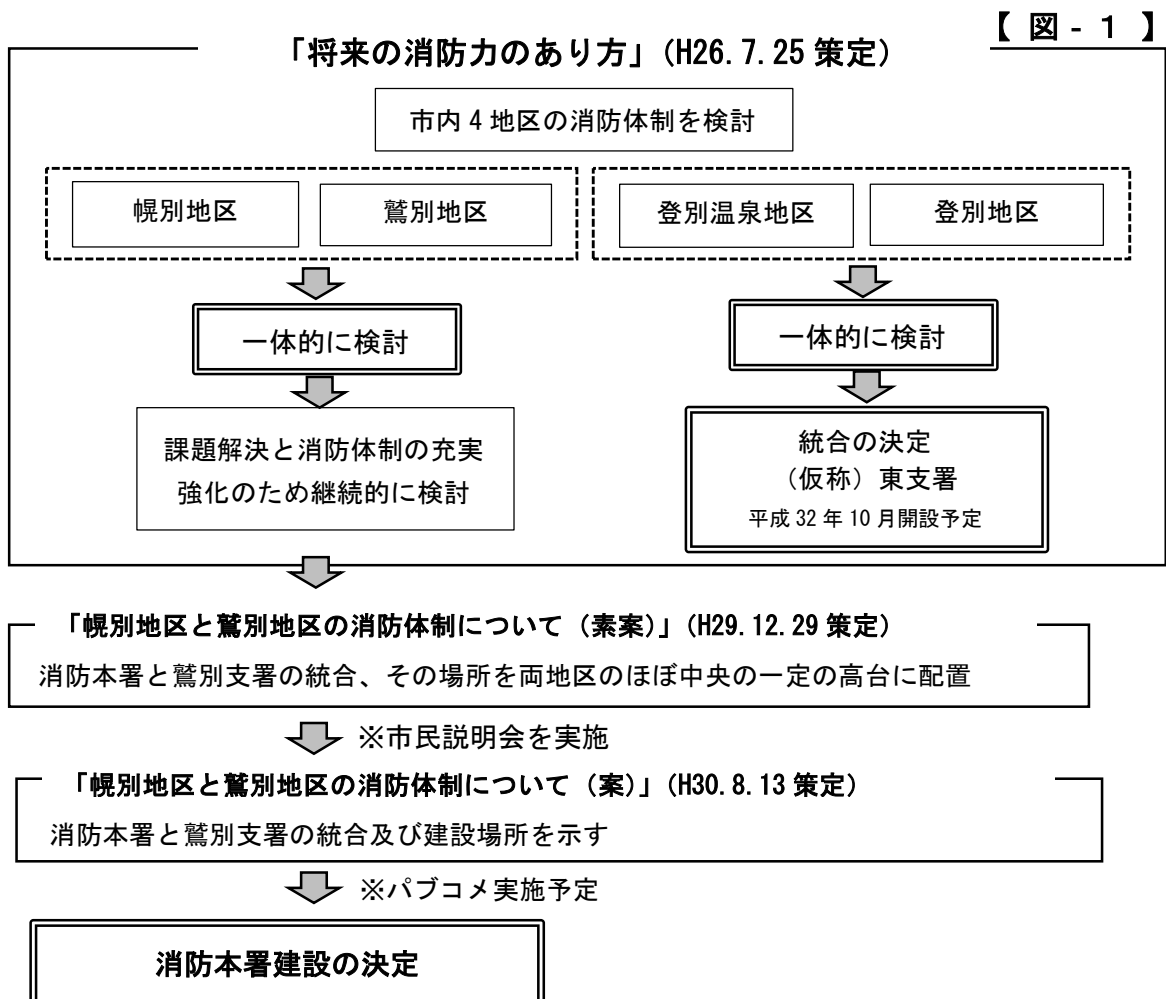
登別市の将来における消防体制の充実強化のため、平成26年7月25日に「将来の消防力のあり方」を策定しました。

現在は、その考え方を基本に、市内4地区のうち優先して、登別温泉支署と登別支署を統合した（仮称）東支署（平成32年10月開設予定）の建設を進めております。

また、幌別地区と鷺別地区についても、両地区を一体的に考え、課題解決とともに消防体制の充実強化のため、平成29年12月29日に「幌別地区と鷺別地区の消防体制について（素案）」を策定し、消防本部・本署（以下、「消防本署」という。）と鷺別支署を統合した庁舎を、両地区のほぼ中央の一定の高台に建設することとして考え方をまとめました。

この考え方について、平成30年5月に市内4箇所で開催した市民説明会や、関係団体等への情報提供において、一定の理解が得られましたので、市役所本庁舎等の建て替えを見据え、消防本署と鷺別支署を統合した新消防本署庁舎の建設に向けた検討を深めてまいります。

● これまでの検討と今後の進め方



2 幌別地区と鷺別地区における消防体制の現状

● 幌別地区の消防体制の現状

この地区は、幸町から富岸川までを管轄とし、JR室蘭本線と平行して国道・道道・市道などの主要幹線道路があり、森林深い山と太平洋に挟まれた登別市の中心地であります。

消防体制としては、消防の中核機能となる通信指令室を配備している消防本署を設置しており、災害発生時における指揮統制はもちろんのこと、市内全域を管轄としている救助工作車やはしご車などの特殊車両を配備するとともに、山岳及び水難救助隊を編成しております。

また、JR室蘭本線を境として幌別分団と富士分団を置き、それぞれに消防団車両を配備し消防職員と消防団員が連携して、地域住民の安全確保に努めています。

しかし、消防本署の庁舎は、老朽化による耐震性にも課題があり、さらにこの場所は津波浸水予測区域内であることなどから、大規模な津波災害発生時には、一定程度の高台へ消防車両を退避させるなど対策が必要となります。

そのため、中核機能を保持し多種多様な活動に備えるためには、人口減少を見据えながら、消防本署の高台への移転などを検討する必要があります。

● 鷺別地区の消防体制の現状

この地区は、室蘭市との行政界から富岸川までを管轄とし、JR室蘭本線と平行し国道・道道・市道などの主要幹線道路があり、山と海・岬に囲まれ、近年では幌別地区から若草・新生・富岸地区までのエリアに一般住宅や商業施設等が建設されています。

消防体制としては、鷺別支署を設置するとともに、鷺別分団を置き、消防団車両を配備し消防職員と消防団員が連携して、地域住民の安全確保に努めております。

また、北海道広域消防相互応援協定に基づき、隣接している室蘭市と申し合わせを行い、室蘭消防からは美園町、鷺別町の火災時に出勤し、登別消防からは日の出町、高砂町、水元町の火災時に出勤するなど、消防応援体制の強化を図っております。

しかし、鷺別支署の設置場所は、津波浸水予測区域内にあることや、まちなみの変化により鷺別支署の所管は、若草町・新生町を中心に人口が増加し範囲も拡大しています。

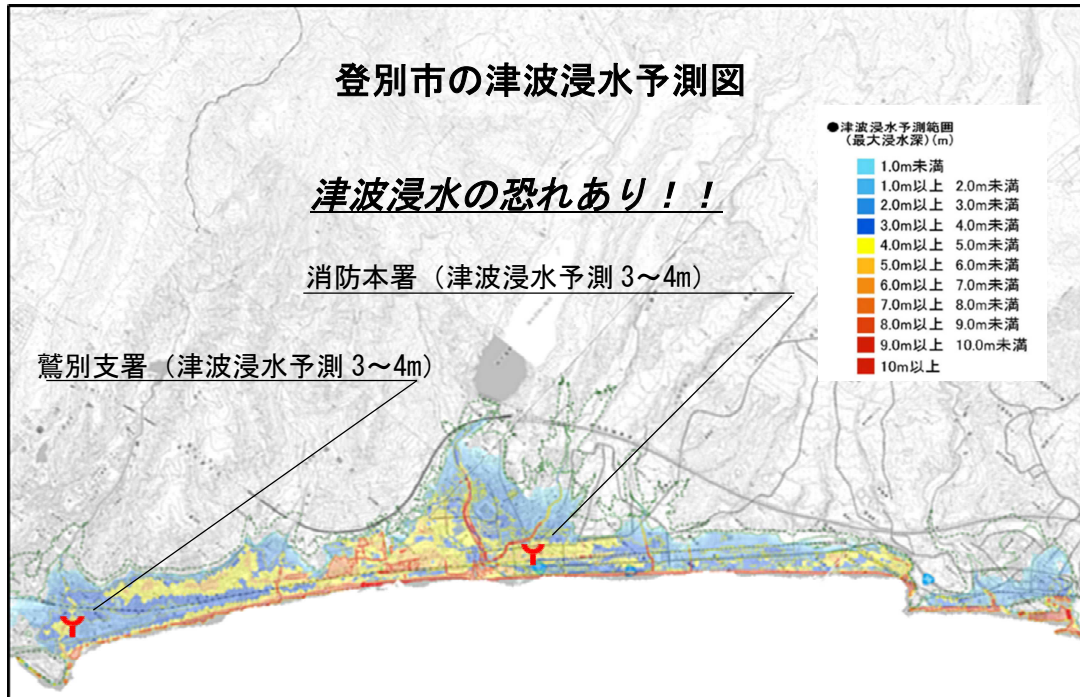
また、両地区を結ぶ道道上登別室蘭線（総合体育館から登別室蘭インター入口付近）の道路改良が進み、道路網が変化していることなどから、今後の幌別地区の消防体制を見据え、より効率的かつ効果的な消防体制の構築が必要となっています。

3 幌別地区と鷺別地区の課題

● 津波浸水予測区域内

消防本署と鷺別支署は、津波浸水予測が3～4メートルとされており、大規模な津波が発生した場合には、災害活動拠点としての機能を十分に発揮できない可能性があります。

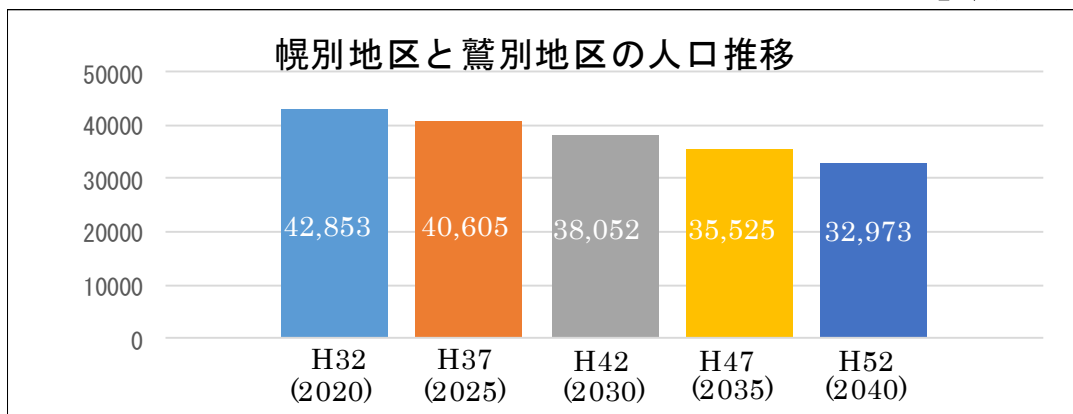
【 図 - 2 】



● 将来的な人口減少

幌別地区と鷺別地区を合わせた人口推移では、平成32年（2020年）に42,853人、平成42年（2030年）には4万人を下回り38,052人、平成52年（2040年）には32,973人まで、人口が減少する推計となり、全国的にも人口減少が課題となっています。

【 表 - 1 】

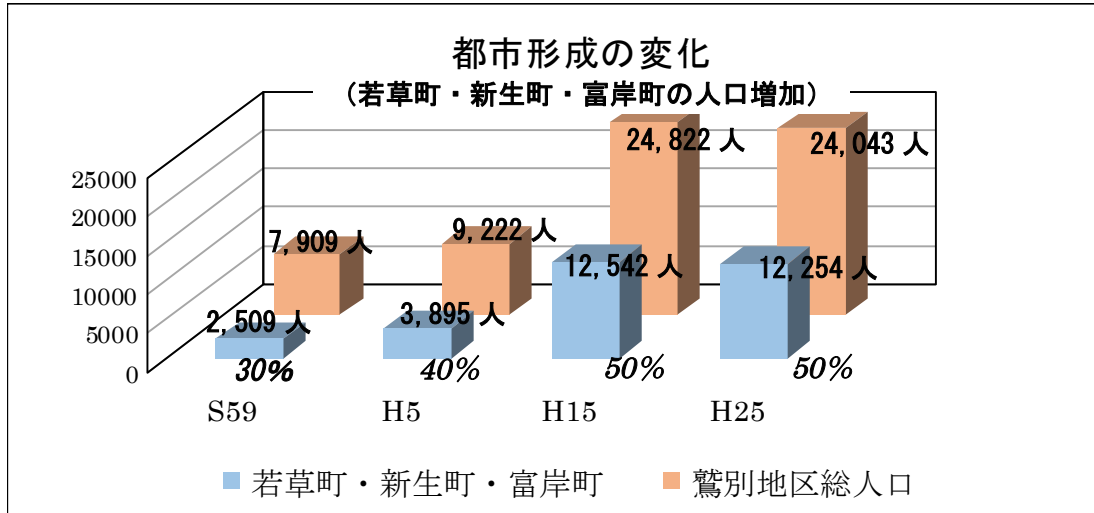


※公共施設整備方針の地区別人口をもとに推計

● 都市形成の変化

昭和59年の鷺別地区の人口は、若草町・新生町・富岸町の人口割合が30%でありましたが、平成5年には40%、平成15年には50%を占めるまで人口が増加し、このエリアへの消防力の強化が必要となっております。

【表-2】



● 庁舎の老朽化と耐震性

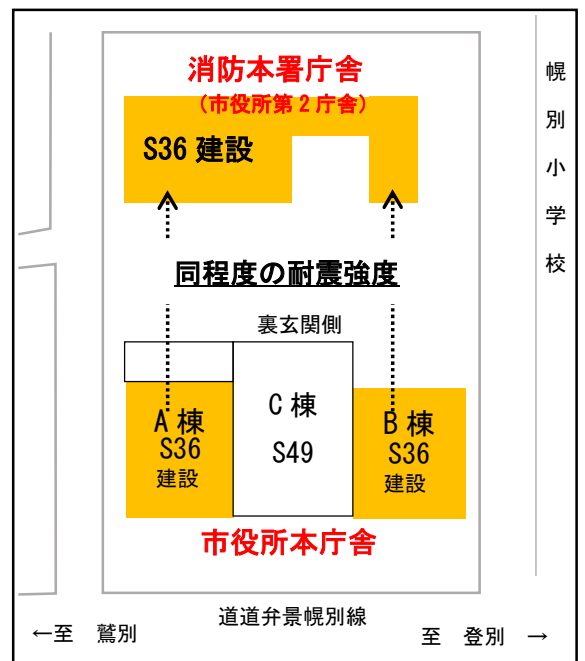
消防本署の庁舎（市役所第2庁舎）は、市役所本庁舎と同年の昭和36年に建設され築56年が経過し、老朽化が著しく進んでいるとともに、平成23年に行った市役所本庁舎の耐震診断の結果により、昭和36年の建設以降、増改築を行っていないA棟及びB棟の結果と同程度と考えられることから、耐震性に問題がある施設と想定されます。

【表-3】

建築名称	市役所本庁舎	消防本署庁舎 (市役所第2庁舎)
所在地	同一敷地 登別市中央町6丁目11番地	
竣工	昭和36年 (昭和43年、昭和49年増築)	昭和36年
建築規模	地上3階	地上2階
延床面積	4,971.55㎡	1,624.06㎡
構造	鉄筋コンクリート造	

※市役所本庁舎の耐震診断結果によると、A棟及びB棟は、震度6強の大地震に対する建築物の強さを示す指標では、「倒壊又は崩壊する危険性が高い」値となっております。

【図-3】



昭和59年に建設した鷺別支署の庁舎は、耐震性に問題ありません

4 幌別地区と鷺別地区の将来の消防体制の考え方

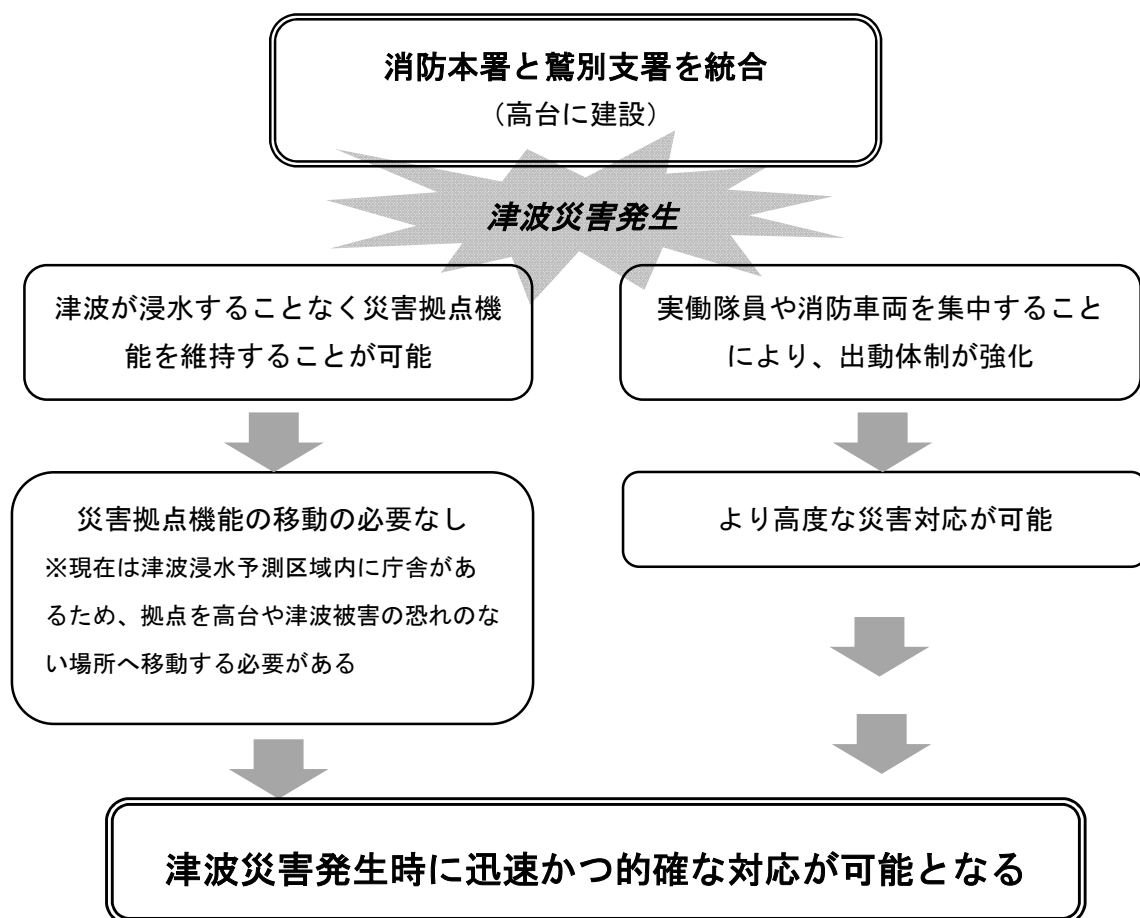
幌別地区と鷺別地区の将来の消防体制の課題を解決するため、消防本署と鷺別支署を統合し、両地区のほぼ中央の高台に設置することによる、各種災害等への対応について検討した結果、大規模災害や消火活動及び救急活動の対応強化が図られ、両地区の課題解決や消防体制の充実強化により、これまで以上に、市民の生命と財産を守ることができ、市民の安全安心につながるものと判断しました。

● 大規模災害への対応強化

消防の役割の一つとして、有事の際には、いち早く、また継続して市民の安全安心の確保にあたらなければなりません。

消防本署及び鷺別支署の津波浸水予測は、3～4メートルとなっているため、現状のままでは、大規模な津波災害発生時には、一定程度の高台へ消防車両を退避させるなど対策が必要となります。このため、消防本署と鷺別支署を統合した新消防本署の庁舎を建設するにあたり、様々な災害を想定し、津波浸水予測区域外に建設することにより大規模な津波災害への対応が強化できます。

【 図 - 4 】



● **消火活動や救急活動への対応強化**

近年、全国各地で多様な災害が発生している状況において、一つの災害に複数の緊急車両等を必要としている事案もあり、また同時に複数の災害が発生するなどの対応も必要となっています。

このことから、消防本署と鷲別支署の統合によるスケールメリットを生かし、鷲別支署所管の若草町・新生町を中心に人口が増加していることなどへの対応や、消防・救急活動における出動体制の強化、交通事故等への迅速な救急・救助活動、救急車の迅速な出動など、これまで以上に消火活動や救急活動などの各種災害対応が強化できます。

【消火活動】

消防本署と鷲別支署が統合した場合、一つの署で勤務する消防職員数の増加によって、火元の建物近くに配備する消防車と消火栓などに配備する消防車が、同時に出動することが可能となりますので、迅速な消火活動や人命救助活動が可能となります。

【救急活動】

消防本署と鷲別支署が統合した場合、一つの署で勤務する消防職員数の増加によって、同時に救急車2台及び救助工作車の出動が可能となり、負傷者の救助から救急隊による救命処置及び医療機関への迅速な搬送が行えます。

● **連続する出動要請への対応強化**

近年、同じ地域において連続する救急要請があった場合、ほかの配置場所から救急車が出動し対応していますが、119番通報から現場到着時間まで10分以上を要しており、このようなケースは、年間200件以上発生しております。

消防本署と鷲別支署を統合した新消防本署の庁舎には、救急車を2台配備することとなりますので、同じ地域からの連続する救急要請に対し、一定水準を保つことができます。

救急車が現場に到着するまでの時間

(119番通報から現場到着までの時間)

全国平均 8分～9分
全道平均 7分～8分



消防本署と鷲別支署が統合
救急車現場到着時間は？

7分以内

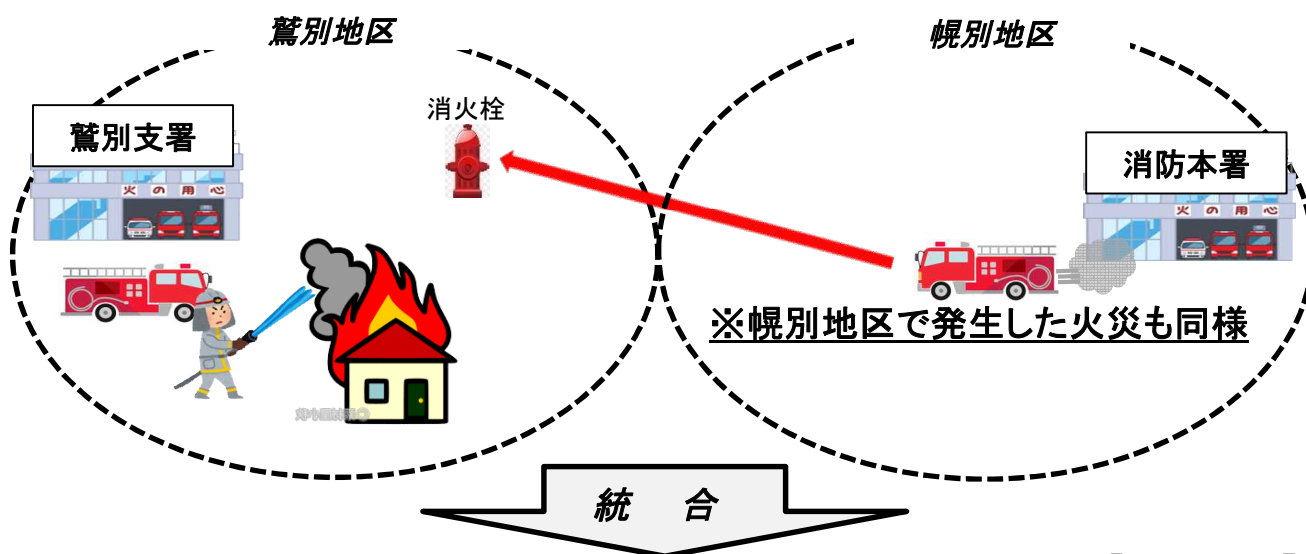
※両地区のほぼ中央から出動し、一定の水準を保つことができます。

● 消防本署と鷺別支署を統合した場合の災害対応シミュレーション

【現状の消火活動への対応】

【 図 - 5 】

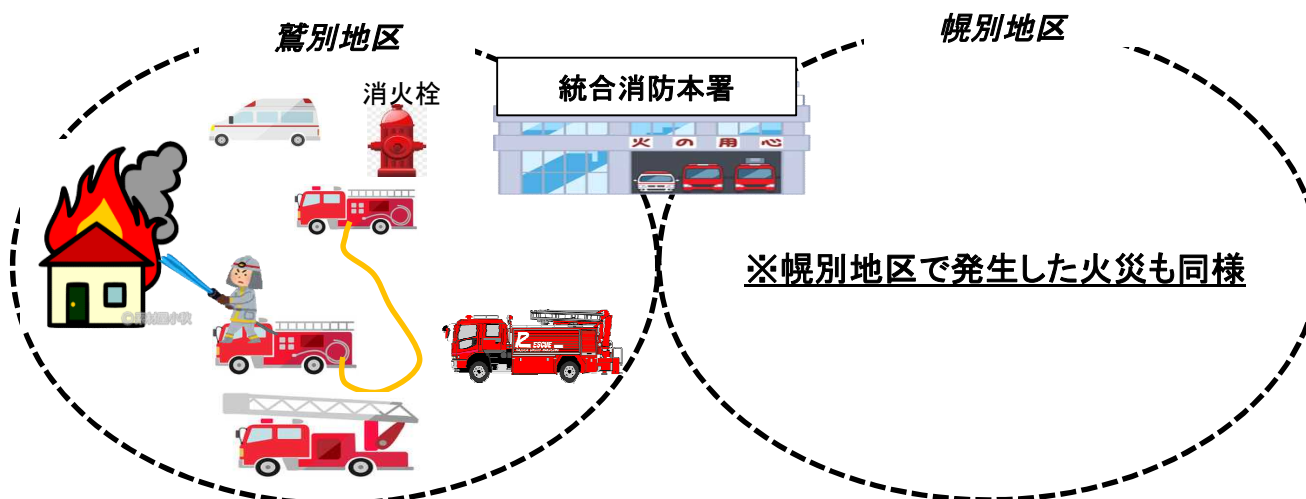
鷺別支署からは、水槽付消防車1台が出動、消防本署から消火栓の水を送る消防ポンプ自動車に応援で出動し、消火栓の水を水槽付消防車へ送水します。



【 図 - 6 】

【統合後の消火活動への対応】

消防車2台、はしご車、救助工作車、救急車が、同時に出動することができることから、迅速な消火活動や高度な人命救助活動などが可能となります。この場合、約7分以内に消防車が到着します。



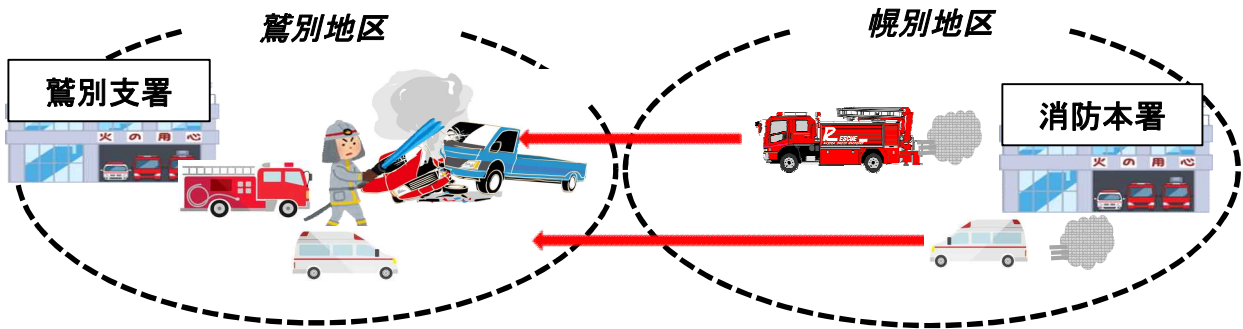
【 図 - 7 】

【現状の交通事故への対応】

鷲別地区で発生した場合

鷲別地区の交通事故で負傷者が複数の場合や事故車両に挟まれている事案では、消防本署から救急車と救助工作車が出動します。

※この場合、救助工作車と救急車が到着するまで約10分以上を要する場合があります。

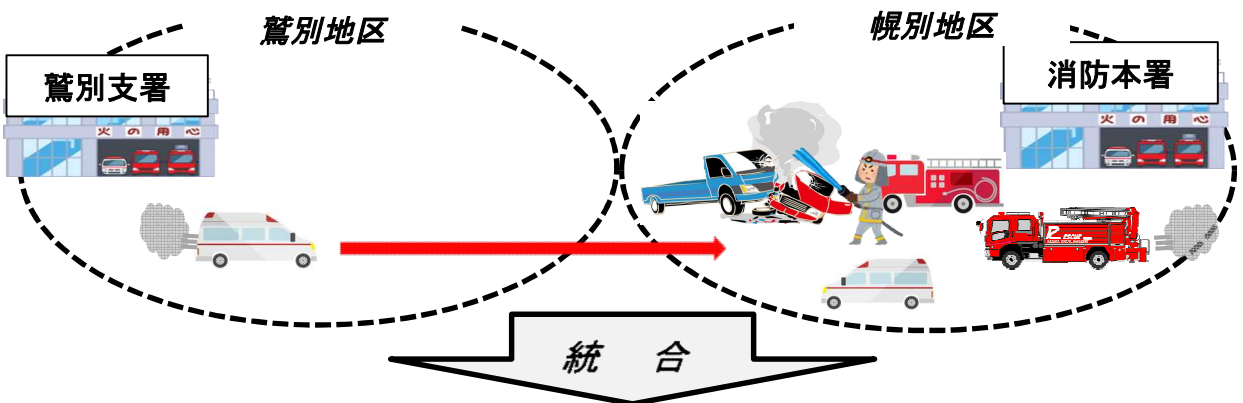


【 図 - 8 】

幌別地区で発生した場合

幌別地区の交通事故で負傷者が複数の場合や事故車両に挟まれている事案では、消防本署から救急車と救助工作車が出動します。

※この場合、救助工作車の出動は、職員を召集する必要があります。

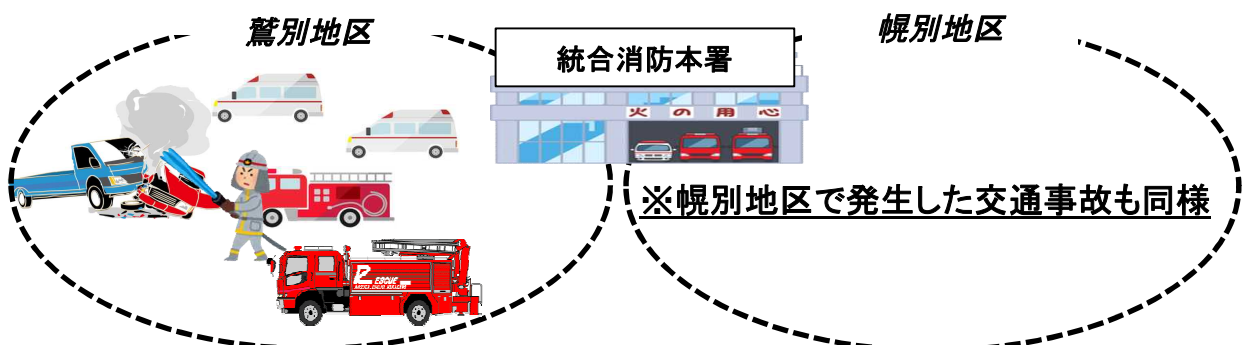


【 図 - 9 】

【統合した場合の交通事故への対応】

救急車2台、消防車1、救助工作車が同時に出動できることから、迅速な消火活動や高度な人命救助活動などが可能となります。

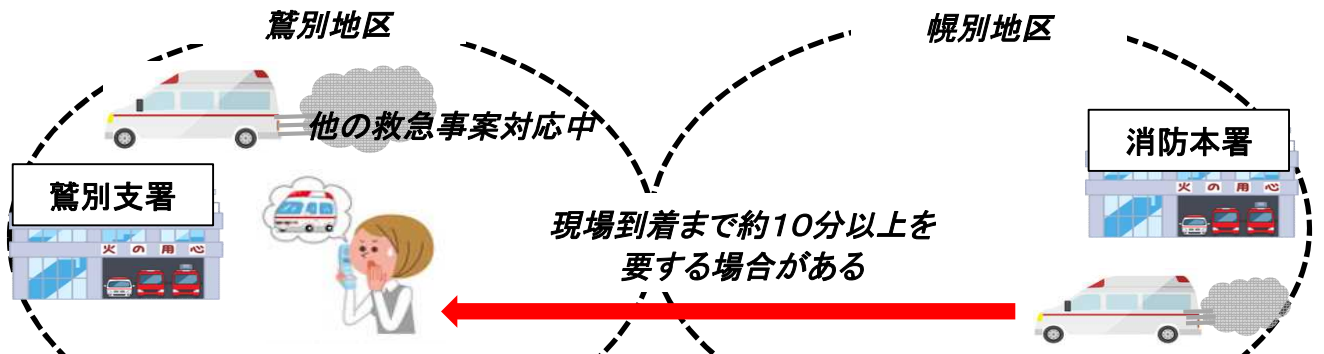
※この場合、約7分以内で消防車、救急車、救助工作車が到着します。



【 図 - 10 】

【現状の連続する救急要請への対応】

鷲別支署の救急車が出動中に、さらに鷲別支署管轄で救急要請があった場合、消防本署の救急車が出動し対応します。
 消防本署の救急車が出動中においても同様に鷲別支署の救急車が出動し対応します。
 ※この場合、救急車が到着するまで、約10分以上を要する場合があります。



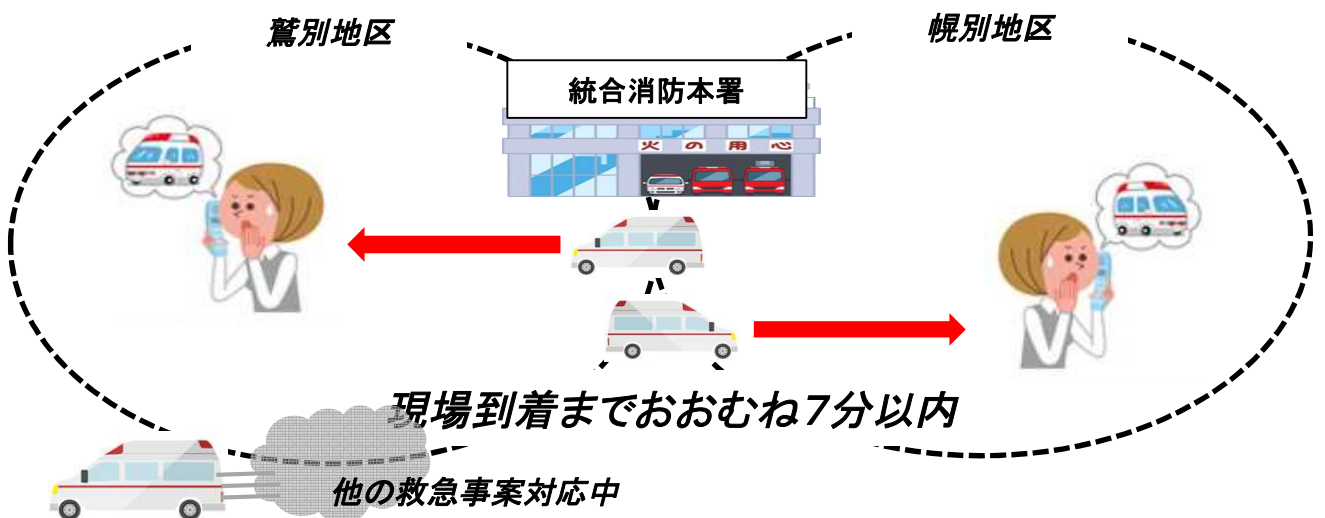
最寄りの消防署の救急車が出動中であるため、管轄外の救急車が出動するケースは、年間200件以上あり、その場合の現場到着時間は平均約15分を要している。

統 合

【 図 - 11 】

【統合した場合の連続する救急要請への対応】

両地区の中央エリアに救急車2台を配置することで、1台の救急車が出動中に救急要請があっても、2件目の救急要請までは、遅延することなく救急車が到着できます。
 ※この場合、約7分以内に救急車が到着します。



● 消防本署と鷺別支署を統合した場合の救急車現場到着のシミュレーション

道道上登別室蘭線が整備され、近年では総合体育館から登別室蘭インターチェンジまで整備が進んでおります。

更には、平成27年度から高機能指令センターの運用開始により、救急車の現場到着時間が短縮されております。

これらを踏まえ、消防本署と鷺別支署の統合を想定し、その位置を両地区のほぼ中央にした場合、次のとおり救急車の現場到着時間は、一定の水準（目標7分）を維持しております。

【 図 - 12 】



● 幌別地区方面への救急車現場到着のシミュレーション 【表 - 4】

距離圏	No.	町名	目 標	現状 ①	統合 ②	比較 ②-①
1 km	①	緑町 3	登別室蘭インターチェンジ	4 分	3 分	△1 分
2 km	②	桜木町 2	コープさっぽろ（のぼりべつ桜木店）	3 分	3 分	±0 分
2 km	③	富士町 3	新日鉄ポンプ場横 5 差路交差点	3 分	4 分	1 分
3 km	④	富士町 7	登別市民会館	3 分	5 分	2 分
3 km	⑤	片倉町 6	登別市総合福祉センターしんた 2 1	4 分	6 分	2 分
4 km	⑥	中央町 6	登別市役所	1 分	4 分	3 分
4 km	⑦	幌別町 3	鉄南ふれあいセンター	2 分	5 分	3 分
4 km	⑧	千歳町 3	幌別中学校	3 分	6 分	3 分
4 km	⑨	柏木町 4	柏葉団地	3 分	6 分	3 分
5 km	⑩	千歳町	工学院千歳寮	4 分	7 分	3 分
6 km	⑪	幸町 2	クリンクルセンター	3 分	7 分	4 分
7 km	⑫	幸町 3	月とライオン	4 分	7 分	3 分

● 鷺別地区方面への救急車現場到着のシミュレーション 【表 - 5】

距離圏	No.	町名	目 標	現状 ①	統合 ②	比較 ②-①
1 km	⑬	大和町 2	ダイナム登別店	5 分	3 分	△2 分
2 km	⑭	富岸町 3	亀田記念公園	6 分	4 分	△2 分
2 km	⑮	若山町 4	イオン登別	5 分	3 分	△2 分
2 km	⑯	栄町 4	スーパーセンタートライアル	5 分	4 分	△1 分
3 km	⑰	栄町 1	パーラーロイヤル	4 分	5 分	1 分
3 km	⑱	新生町 3	千代の台団地	4 分	4 分	±0 分
4 km	⑲	若草町 4	若草つどいセンター	4 分	5 分	1 分
4 km	⑳	若草町 1	若草小学校	3 分	6 分	3 分
4 km	㉑	若草町 3	老人憩の家優和園	3 分	6 分	3 分
5 km	㉒	美園町 1	コープさっぽろ（しがイースト店）	2 分	6 分	4 分
5 km	㉓	美園町 5	美園公園（美園児童センター）	3 分	7 分	4 分
5 km	㉔	鷺別町 1	鷺別郵便局	3 分	7 分	4 分

5 新消防本署庁舎の想定規模等

● 敷地の想定規模等

消防車両の台数等がほぼ同等の他消防本部の庁舎を参考として、想定される敷地の規模を次のとおり算出しました。

① 庁舎・車庫 約1,200㎡

消防本部事務室・消防署事務室・消防指令センター・指令台機械室・ネットワーク機器室・物品庫・災害用資器材庫・会議研修室（非常時の災害対策機能・自主防災組織機能等）・仮眠室・浴室・食堂・洗濯乾燥室・トイレ・ロッカー室・風除室・玄関ホール・廊下・階段室など ※女性専用諸室設置

② 訓練塔 約100㎡

消火・救急・救助などの基本・応用訓練施設

③ 緊急車両出動エリア 約1,000㎡

緊急車両が安全に出動するための車庫前出動動線の確保

④ 訓練スペース 約1,500㎡

消火・救急・救助訓練スペース

⑤ 来客者駐車場 約500㎡

普通車両10台程度駐車可能スペース

⑥ その他進入出路等 約700㎡

庁舎メンテナンス通路及び各設備等設置スペース

合計 約5,000㎡

● 想定庁舎の概要

【表-6】

入庁組織	消防本部・消防署・消防団本部			
配置車両 11台	水槽付消防ポンプ自動車	(2台)	指揮調査車	(1台)
	化学消防自動車	(1台)	多目的支援車	(1台)
	高規格救急自動車	(2台)	水難救助用ポートトレーラー	(1台)
	救助工作車	(1台)	水難救助用ポート牽引車	(1台)
	はしご付消防ポンプ自動車	(1台)		

6 新消防本署の庁舎の建設位置

「幌別地区と鷺別地区の消防体制について（素案）」により、両地区の課題を整理し、大規模災害や消火活動、救急活動など各種災害対応について、検討を進めた結果、課題解決及び消防体制の充実強化を図るため、消防本署と鷺別支署を統合した新消防本署庁舎を、中央エリアの高台へ建設することが必要であると判断し、具体的な位置について、次のとおり検討を進めてまいりました。

（1）選定条件

幌別地区と鷺別地区の中央エリアにおいて、新消防本署庁舎の建設位置を選定するにあたり、次のことを条件とし検討を行いました。

選 定 条 件

（ア）津波浸水予測区域外であること

東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模災害時に迅速で適切な指揮を執る災害拠点機能を確保するため、その基盤となる場所は、水害や地震、津波災害を受けにくい安全な位置にあること。

（イ）交通の利便性が高いこと

市民の生命と財産を守るため、迅速な対応が求められることから、主要幹線道路に面している交通の利便性が高い場所であること。

（ウ）周辺への騒音に配慮した位置であること

サイレンなどの騒音に配慮して、住宅から一定の距離がある場所であること。

（エ）関係法令や各種計画に即した土地であること

土地利用計画や都市計画をはじめ、関係法令や上位計画に即した場所を候補地とする。

（オ）想定する庁舎等の規模による敷地面積以上であること

想定される最低敷地面積が約5,000㎡以上の土地であること。

(2) 4 候補地の比較検討

新消防本署庁舎の建設位置は、前記の選定条件の(ア)から(オ)をもとに、4箇所を候補地として選定し比較検討を行いました。

【表 - 7】

	候補地住所	土 地	法令上の制限等
		①所有 ②概略面積	①都市計画法 ②津波浸水の有無 ③接道状況
A	富岸町1丁目9-8付近	①民有地 ②約 6,969 m ² (2筆)	①市街化調整区域 ②津波浸水予測区域外 ③道道片側2車線 道路幅員 27m
B	青葉町42-13 (職業訓練センター)	①市有地 ②約 6,711 m ² (5筆)	①市街化調整区域 ②津波浸水予測区域内 (最大浸水深 1m 未満) ③道道片側2車線 道路幅員 27m
C	若山町3丁目12-1付近	①市有地 ②約 14,362 m ² (1筆)	①第2種中高層住居専用地域 ②津波浸水予測区域内 (最大浸水深 2~3m 未満) ③市道(住宅地内) 道路幅員 9m
D	若山町1丁目26-7 (若山浄化センター敷地)	①市有地 ②約 14,923 m ²	①市街化調整区域 ②津波浸水予測区域内 (最大浸水深 4~5m 未満) ③道道片側1車線 道路幅員 16m

● 幌別地区と鷺別地区の中央エリア図

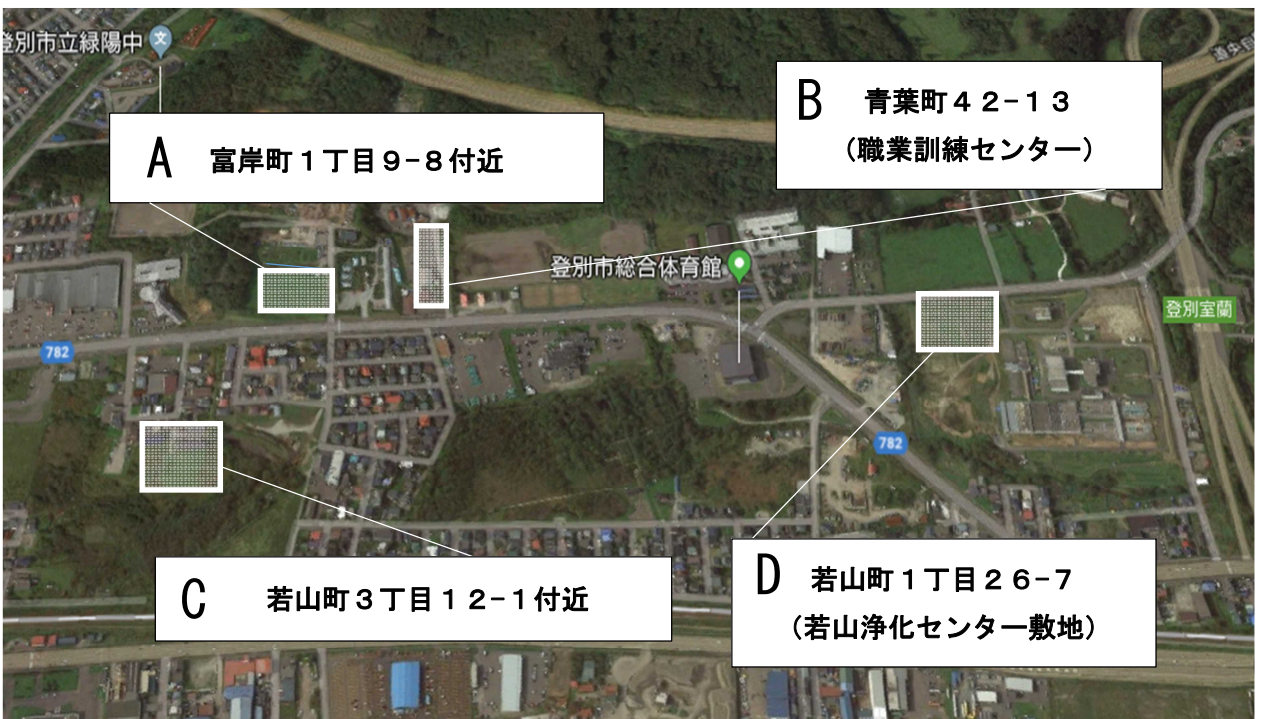
【 図 - 13 】



中央エリア拡大図

● 中央エリア内候補地図

【 図 - 14 】

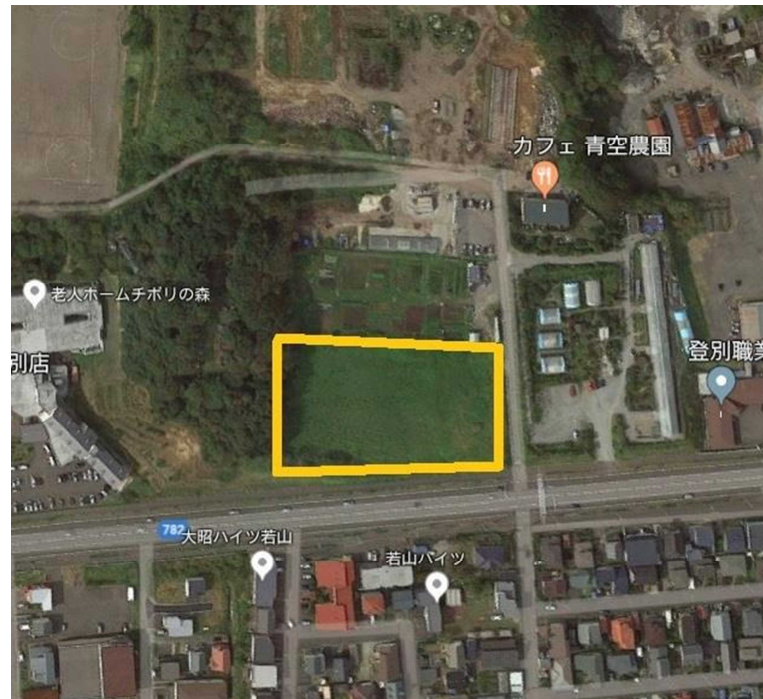


● A 候補地 富岸町1丁目9-8付近

【表-8】

新消防本署庁舎の建設位置の条件に対する検討状況（該当 ○、概ね該当 △、該当しない ×）

- (ア) 津波浸水予測区域外であること ⇒ ○
津波浸水予測区域外の高台にあります。
- (イ) 交通の利便性が高いこと ⇒ ○
高速道路の入り口に近く、道道に面しており市内各地区へ迅速に出動することができます。
- (ウ) 周辺への騒音に配慮した位置であること ⇒ △
道道（27m）を挟んで南側に住宅地があります。
- (エ) 関係法令や各種計画に即した土地であること ⇒ △
市街化調整区域にあることから、都市計画法上の規制があり許可手続きが必要になります。
- (オ) 想定する庁舎等の規模による敷地面積以上であること ⇒ ○
面積が約6,969㎡＞約5,000㎡（想定される最低敷地面積）



住 所	所有者	都市計画法上の用途地域	面 積	津波浸水予測
富岸町1丁目9-8 付近	民有地	市街化調整区域	約 6,969 ㎡	浸水予想外
<p style="text-align: center;">【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞ 津波浸水予測区域外である。 ☞ 道道に面しており、国道や高速道路への交通の利便性が良い場所である。 ☞ 敷地面積が広く施設レイアウトが比較的容易である。 		<p style="text-align: center;">【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞ 用地の購入が必要である。 ☞ 道道への出入り口を確保するには、段差の解消や擁壁などが必要となる。 ☞ 市道（通学路）への配慮が必要である。 ☞ キウシト遺跡と若山遺跡の隣接地で埋蔵文化財が出土する可能性があり、出土した場合、発掘調査に時間を要する可能性がある。 ☞ 都市計画法上の規制があり許可手続きが必要 		

● B 候補地 青葉町42-13（職業訓練センター）

【表-9】

新消防本署庁舎の建設位置の条件に対する検討状況（該当 ○、概ね該当 △、該当しない ×）

- (ア) 津波浸水予測区域外であること ⇒ △
津波浸水予測区域内（最大浸水深1m未満）にあります。
- (イ) 交通の利便性が高いこと ⇒ ○
高速道路の入り口に近く、道道に面しており市内各地区へ迅速に出動することができます。
- (ウ) 周辺への騒音に配慮した位置であること ⇒ △
道道（幅27m）を挟んで南側に住宅地があります。
- (エ) 関係法令や各種計画に即した土地であること ⇒ △
市街化調整区域にあることから、都市計画法上の規制があり許可手続きが必要になります。
- (オ) 想定する庁舎等の規模による敷地面積以上であること ⇒ ○
面積が約6,711㎡ > 5,000㎡（想定される最低敷地面積）



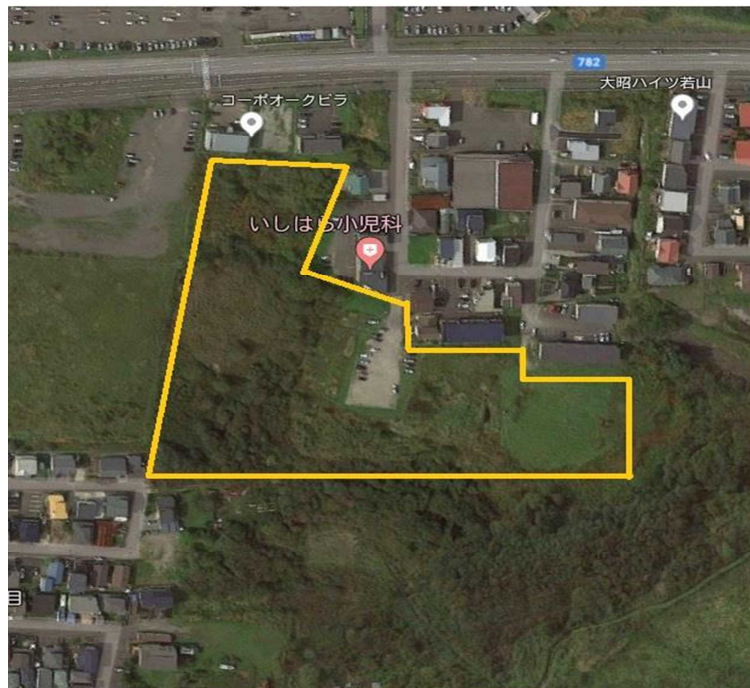
住 所	所有者	都市計画法上の用途地域	面 積	津波浸水予測
青葉町 42-13	登別市	市街化調整区域	約 6,711 ㎡	1.0m 未満
<p style="text-align: center;">【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞ 市所有の土地である。 ☞ 道道に面しており、国道や高速道路へ交通の利便性が良い場所である。 		<p style="text-align: center;">【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞ 津波浸水予測区域内にあるため、土地の嵩上げなどの対策が必要となる。 ☞ 道道の出入り口を確保するには、段差の解消が必要となる。 ☞ 敷地面積が小さく土地形状が縦長であるため、庁舎のレイアウト等が制限される。 ☞ 職業訓練センターの移設場所の確保等の移転補償が必要となる。 ☞ 都市計画法上の規制があり許可手続きが必要 		

● C 候補地 若山町3丁目12-1付近

【表 - 10】

新消防本署庁舎の建設位置の条件に対する検討状況（該当 ○、概ね該当 △、該当しない ×）

- (ア) 津波浸水予測区域外であること ⇒ ×
津波浸水予測区域内（最大浸水深2～3m未満）にあります。
- (イ) 交通の利便性が高いこと ⇒ ×
道道まで住宅地内を通る狭隘な道路（約100m）を走行する必要があることから、両地区への迅速な出動ができない場合が考えられます。
- (ウ) 周辺への騒音に配慮した位置であること ⇒ ×
出動の際は、住宅地を通行する必要があるため、サイレンなどの騒音に配慮が必要であります。
- (エ) 関係法令や各種計画に即した土地であること ⇒ ○
第2種中高層住居専用地域にあるため、建築確認申請により建設が可能です。
- (オ) 想定する庁舎等の規模による敷地面積以上であること ⇒ ○
面積が約14,362㎡ > 約5,000㎡（想定される最低敷地面積）



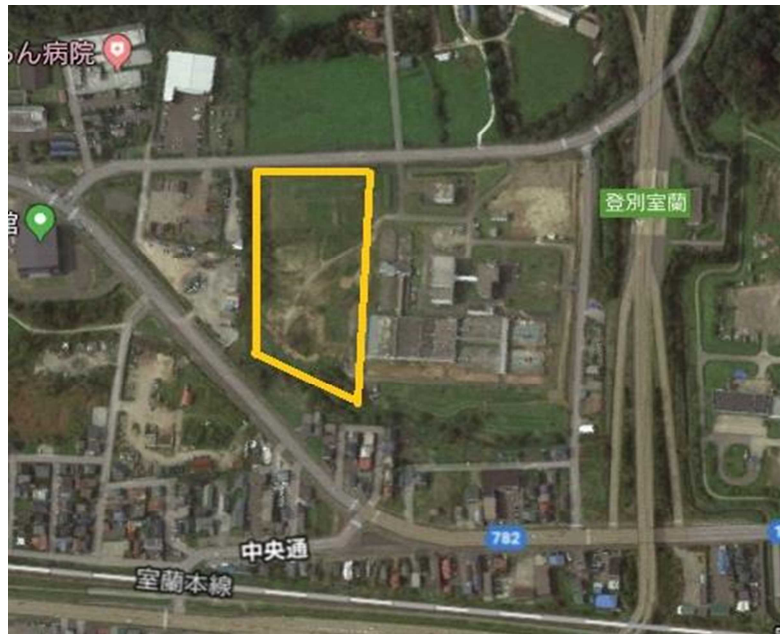
住 所	所有者	都市計画法上の用途地域	面 積	津波浸水予測
若山町3丁目12-1付近	登別市	第2種中高層住居専用地域	約14,362㎡	3.0m未満
<p style="text-align: center;">【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞ 市所有の土地である。 ☞ 敷地面積が広く施設レイアウトが比較的容易である。 		<p style="text-align: center;">【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞ 津波浸水予測区域内にあるため、土地の嵩上げなどの対策が必要となる。 ☞ 敷地の大半に約5m程度の高低差がある。 ☞ 地盤が軟弱なため、造成費の他に改良工事が必要となる。 ☞ 道道へのアプローチが住宅地内にある市道約100mを走行する必要がある。 		

● D 候補地 若山町1丁目26-7 (若山浄化センター敷地)

【表 - 11】

新消防本署庁舎の建設位置の条件に対する検討状況 (該当 ○、概ね該当 △、該当しない ×)

- (ア) 津波浸水予測区域外であること ⇒ ×
津波浸水予測区域内 (最大浸水深 4~5m未満) にあります。
- (イ) 交通の利便性が高いこと ⇒ △
高速道路の入り口に近く道道に面しており、市内各地区へ迅速に出動できます。
- (ウ) 周辺への騒音に配慮した位置であること ⇒ ○
周辺には住宅が少なく影響のない場所であります。
- (エ) 関係法令や各種計画に即した土地であること ⇒ △
市街化調整区域にあることから、都市計画法上の規制があり許可手続きが必要になります。
- (オ) 想定する庁舎等の規模による敷地面積以上であること ⇒ ○
面積が約 14,923㎡ > 5,000㎡ (想定される最低敷地面積)



住 所	所有者	都市計画法上の用途地域	面 積	津波浸水予測
若山町1丁目26-7	登別市	市街化調整区域	約 14,923 ㎡	5.0m未満
【メリット】 市所有の土地である。 敷地面積が広く施設レイアウトが比較的容易である。		【デメリット】 津波浸水予測区域内にあるため、土地の嵩上げなどの対策が必要となる。 下水道計画の変更が必要であり、下水道計画は、国庫補助金を活用しているため、補助金の返還が必要となる場合がある。 都市計画法上の規制があり許可手続きが必要		

● 4箇所の候補地比較表（該当○、概ね該当△、該当しない×）

【表 - 12】

候補地	【A】	【B】	【C】	【D】
比較内容	富岸町1丁目 9-8付近	青葉町42-13 (職業訓練センター)	若山町3丁目 12-1付近	若山町1丁目 26-7 (若山浄化センター敷地)
(ア) 津波浸水予測区域外であること	○	△	×	×
(イ) 交通の利便性が高いこと	○	○	×	△
(ウ) 周辺への騒音に配慮した位置であること	△	△	×	○
(エ) 関係法令や各種計画に即した土地であること	△	△	○	△
(オ) 想定する庁舎等の規模による敷地面積(約5,000㎡)以上であること	○	○	○	○

7 検討の結果

新消防本署庁舎の建設位置の検討は、中央エリアにある【A】～【D】の4箇所を建設候補地とし、津波浸水や河川の氾濫などの災害発生時に119番通報を受信する消防指令センター機能の維持や、消防車両を高台へ移動させることなく迅速な災害対応をするため、(ア)～(オ)の諸条件の中で特に「津波浸水想定区域外であること」を最重要視し、5つの条件について比較検討をしました。

その結果、候補地のうち唯一の津波浸水想定区域外である「A」**富岸町1丁目9-8付近(民有地)**が、選定条件に最も該当しており、地震や津波などの大規模災害や、火災や救急・救助などの日常的な災害、いずれの災害においても迅速な災害対応を図るための消防体制の構築を目指したいと考えており、この土地を建設予定地と判断しました。

● 新消防本署庁舎の建設予定地

【図 - 8】



8 事業スケジュール

現在、市役所本庁舎の建て替えをはじめとした他の大型事業も含め、新消防本署庁舎の建設に向けた検討を進めており、具体的なスケジュールについては、現在、作業を進めている中期財政見通しの見直し結果を踏まえ、お示ししたいと考えております。

9 おわりに

幌別地区と鷺別地区の消防体制について（案）では、平成26年7月25日に策定した「将来の消防力のあり方」により、幌別地区と鷺別地区を一体的に検討する方針を市民の皆様や関係団体等へお示しし、一定の理解が得られましたので、消防本署と鷺別支署の統合について、更なる検討を重ねてまいりました。

地震・津波等の大規模災害や、火災・救急救助などの日常的な災害、各地域への救急車の現場到着時間などの検証を行い、両地区のほぼ中央の高台に消防本署と鷺別支署を統合した新消防本署庁舎を設置することにより、さまざまな課題の解決や消防体制の充実強化を図ることができるものと判断し、平成29年12月29日に策定した「幌別地区と鷺別地区の消防体制について（素案）」により、市民の皆様や関係団体等へご説明をしたところ、一定の理解を得られましたので、消防本署と鷺別支署を統合した新消防本署庁舎の建設に向け、より具体的な検討を深めてまいります。

今後につきましては、この幌別地区と鷺別地区の消防体制について（案）をもとに議会や市民の皆様、関係団体等からの、ご意見をいただきながら新消防本署の庁舎建設に向けた事務を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。